

令和5年度
(第1回)
観光地区建築審査会

議案資料

令和6年2月14日

松江市

【審議事項】

松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例第4条にかかる
建築物の用途等の制限に関する取り扱いについて

条例 第4条

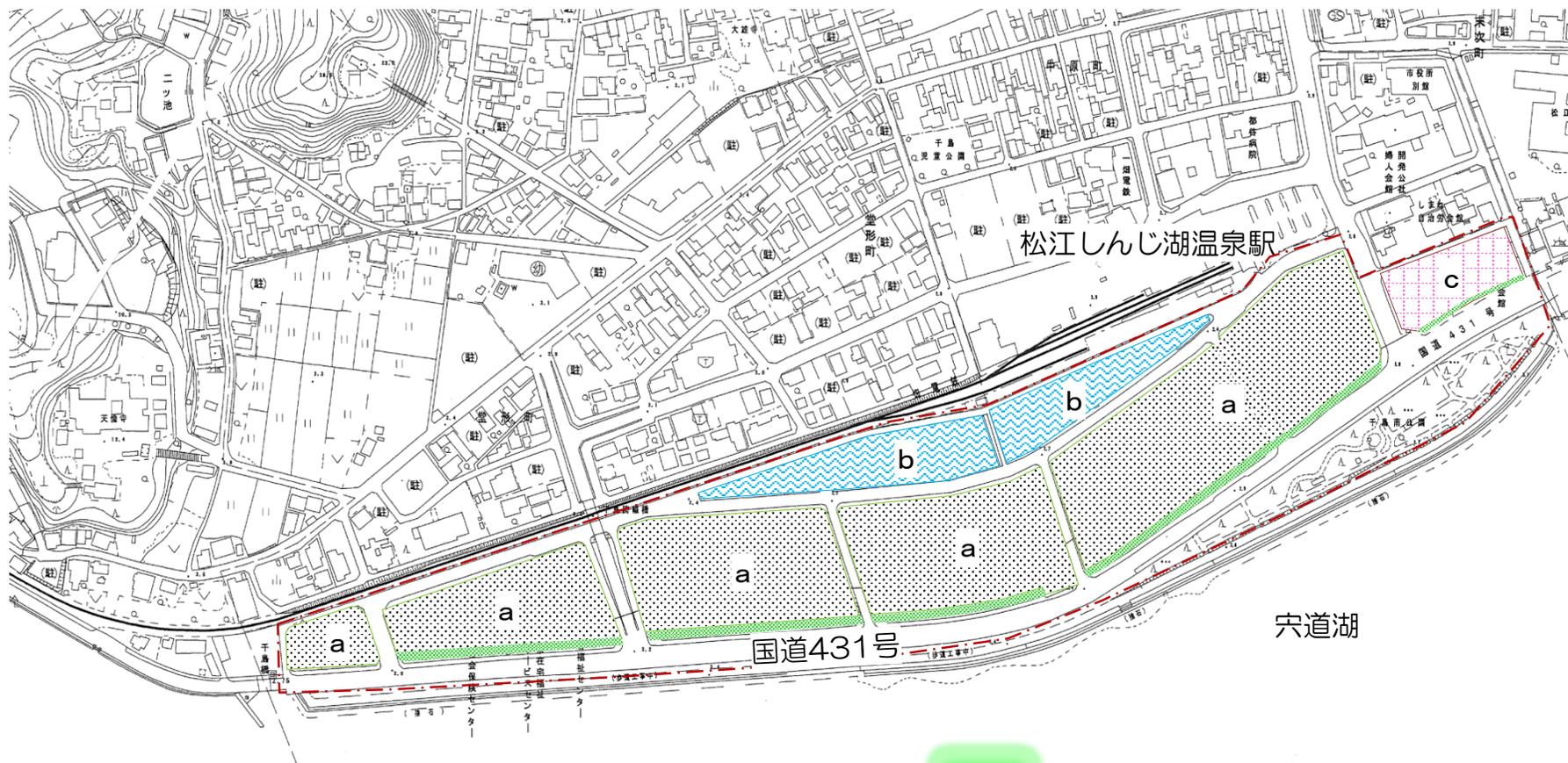
(観光地区内の建築物の用途等の制限)

別表第1(あ)欄のb地区においては、(い)欄に掲げるものは建築してはならないものとなっている。従って、共同住宅の用途は建築してはならないものであるが、(一般国道431号から高さ3メートル以上に設けるものを除く。)とある。



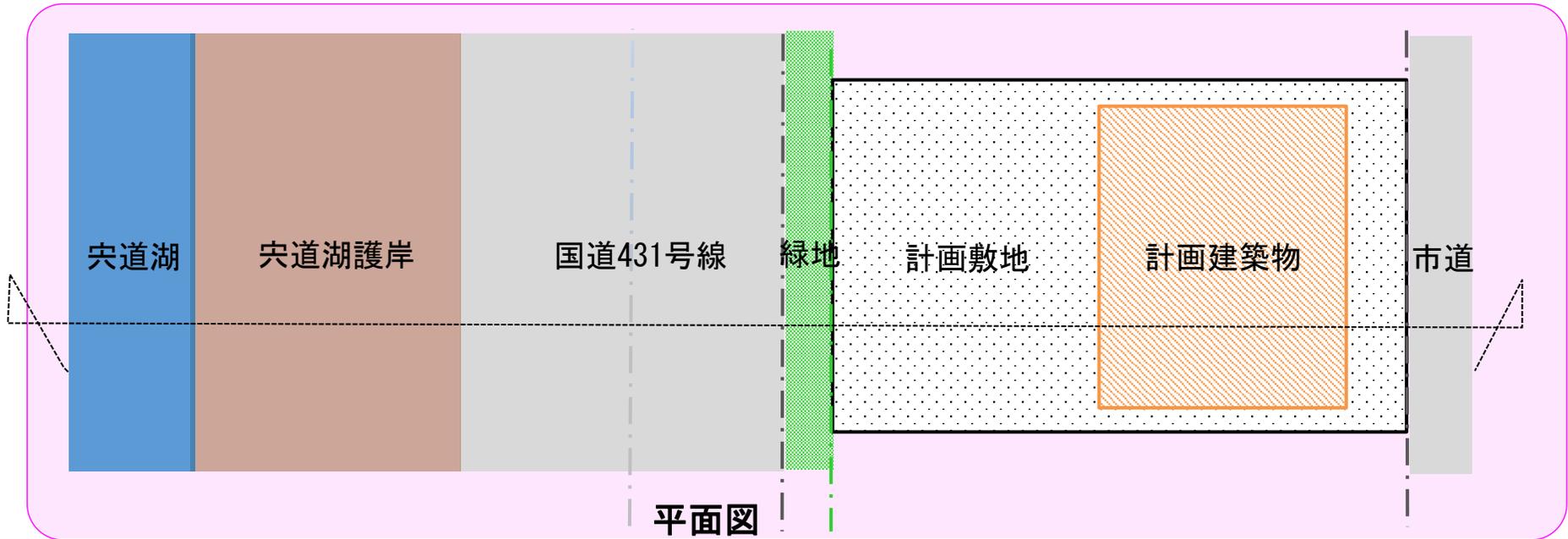
国道431号から高さ3メートル以上の部分には、共同住宅の用途の建築物を建築することができる。

観光地区 位置図

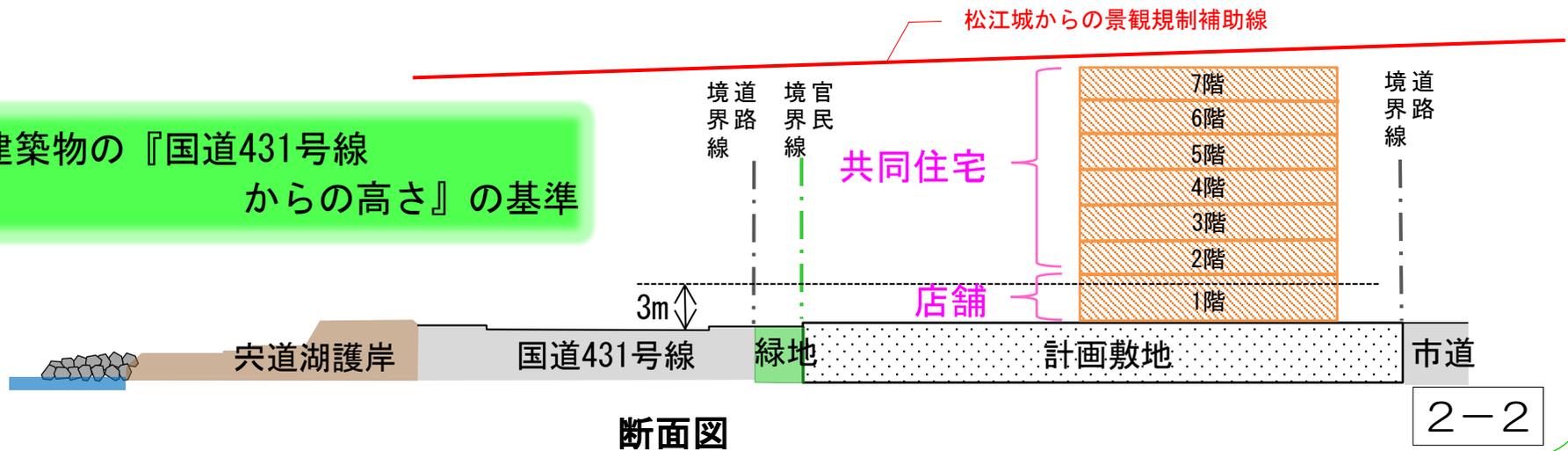


- 凡例**
- a . . . a 地区
 - b . . . b 地区
 - c . . . c 地区
 - . . . 千鳥都市緑地

【取扱基準】

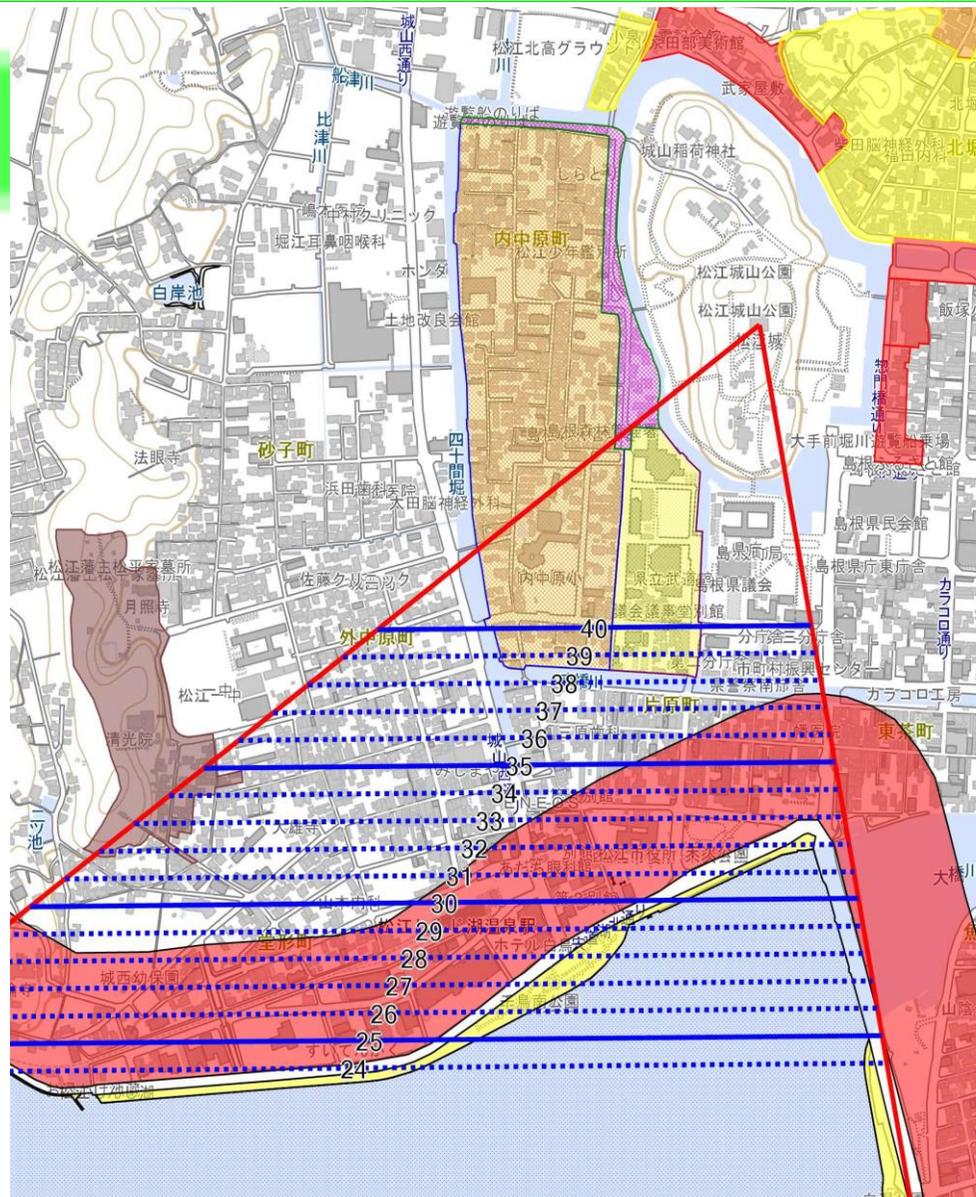


建築物の『国道431号線
からの高さ』の基準



【景観について】

松江城からの景観規制補助線



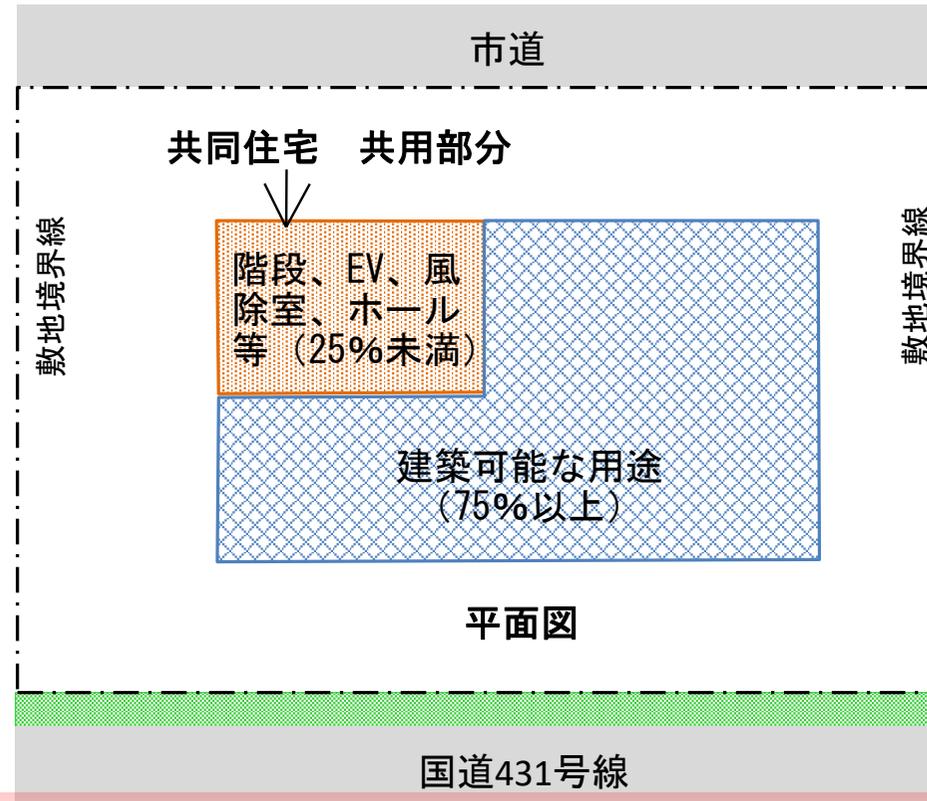
【許可基準】

共同住宅等の共用部分について

各住戸へ至る動線を確保するため、階段やEVなど最小限度の共用部分は認めざるを得ない。

共同住宅等の 共用部分として認める規模

制限されている高さまでに共同住宅等を設ける場合、その階の床面積の75%以上を建築可能な用途とし、共用部分は25%未満に抑えるものとする。



なお、この許可基準は条件のひとつとして定めるものであり、許可の可否は、個々の事案について、観光の利便上必要であること、観光地区の環境を害するおそれがないこと又は公益上やむを得ないことを確認し、総合的に判断するものとする。

※本基準は、b地区においても同様とする。